



大 監 収 第 2 3 号
令和5年12月25日

請 求 人 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行
東大和市監査委員 中 村 庄一郎

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和5年11月6日に受理した住民監査請求（東大和市職員措置請求）について、
地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を別紙のとおり通知します。
なお、本監査結果につきましては、同条同項の規定に基づき公表いたします。

住民監査請求に係る監査結果

東大和市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

省 略

2 請求書の提出日

令和5年11月6日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨（請求書の原文のとおり）

2023年10月6日、和地仁美東大和市長（担当課：教育部中央公民館）が弁護士橋本勇に対して支払った報酬金 1,069,200 円は異常ともいえる高額であり、その他の弁護士報酬も過大であり、不当な支出にあたる。

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所 [] 「令和3年 [] 号」）に係る同訴訟（東京高等裁判所令和5年 [] [] 号）の報酬金として、橋本弁護士から2023年9月26日付の報酬金の請求（写し1）があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として2023年10月6日付で支払いに応じた（写し2）ものである。

確定判決となった東京高等裁判所の判決（写し3）内容は、東大和市立中央公民館長に行政手続法第4条違反があった認定、表現の自由を侵す精神的な損害を原告に与えたとして、国家賠償法第1条1項に基づき1万円の損害賠償を命じたものである。

行政にとって、表現の自由に関わる行政手続法違反があったと認定されることはその存立基盤を揺るがす事態であり、しかも国家賠償法に基づく損害賠償金支払い義務が生じたことは、額の多少に関わらず深刻、かつ重大に受け止めなければならない事案である。

上記内容の判決内容を受けて、当該弁護士に対し訴訟事務委託契約に基づくとはいえ成功報酬を漫然と支払ったことは、市民感情からしても受け入れがたいものであり、公金の不当な支払と言うべきものである。

また、当該成功報酬としての請求額も根拠に欠けるものである。

同弁護士が「報酬金」として請求した1,069,200円は、着手金（写し4・写し5）594,000円に2（一審・二審？）を乗じた額に、さらに0.9を乗じた（0.9は損害賠償額が10万円から1万円に減額された故か？）と推認される。

そもそも報酬金（成功報酬）の算出の基準が着手金と同額であるということ自体根拠のないものであり、これを前提として受け入れている市の判断も適切ではない。

一般的に民事訴訟では、訴訟による経済的利益が 300 万円以下の場合、着手金は、経済的利益の 8%（着手金の最低額は 10 万円以上）、成功報酬は経済的利益の 16%とするのが相場である。これは、（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準や、第二東京弁護士会が示している目安もほぼ同様である。これと比較するに、本件着手金・報酬金は異常ともいえる高額である。

本件について、仮に適正な額を算出すると以下になる。着手金を多めに見積もって 30 万円としても、一審・二審で 60 万円、日当 20 万円、報酬金は 14,400 円とするのが妥当であり、合計 814,400 円となる。これに消費税分を加算しても 895,840 円である。しかるに東大和市は 2,477,200 円を支払っている。このことにより、差額 1,581,360 円は不当に失われたことになる。契約による支払なので当該弁護士に返還を求めることは困難だが、この損失額は管理者である東大和市長が補填すべきである。

これらのことを鑑みるに、支払い契約そのものに問題があり、総務部文書課は顧問契約弁護士の選定から見直し、契約内容についても適正なものにする必要がある、少なくとも弁護士との顧問契約にあたっては複数の対象者から選ぶべきであり、機械的な前年踏襲は改められなければならない。

※令和 5 年 1 1 月 9 日に請求書の補正が行われたため、上記内容は補正を反映したものである。

（2）措置要求の内容

- ① 東大和市が支払った弁護士への報酬金等は、過大であり、請求人が試算した適正な額を超える 1,581,360 円を東大和市長が補填すること。
- ② 顧問契約弁護士の選定から見直し、契約内容についても適正なものにする必要がある。また、少なくとも弁護士との顧問契約にあたっては、機械的な前年踏襲は改め、複数の対象者から選定すべきである。

（3）請求書に添付の事実証明書

- ① 2023（令和 5）年 9 月 26 日付の橋本勇弁護士からの報酬金請求書の写し
- ② 2023（令和 5）年 9 月 26 日決定の中央公民館発行の支出命令票の写し
- ③ 2023（令和 5）年 5 月 17 日判決言渡しである令和 5 年 [REDACTED] 号損害賠償請求控訴事件の東京高等裁判所 [REDACTED] 「判決」の写し
- ④ 2022（令和 4）年 2 月 25 日付の橋本勇弁護士からの着手金請求書の写し

- し
- ⑤ 2023（令和5）年3月14日付の橋本勇弁護士からの着手金請求書の写し

4 請求の要件審査

監査委員は、令和5年11月14日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することと決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

東大和市（以下「市」という。）が、令和5年3月24日、令和5年4月21日及び令和5年10月6日に支払った弁護士事務委託料が高額であり、不当な公金の支出であるかを監査対象事項とする。

2 監査対象部署

東大和市教育委員会教育部中央公民館及び総務部文書課

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月28日及び令和5年12月13日に、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から新たな証拠の提出はなく、また、出席できない旨の意思表示がされた。

また、市長及び教育長から弁明書などの提出を受けるとともに、令和5年12月13日に中央公民館及び文書課などの職員から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求についての結果は、合議により次のように決定した。

本件請求の財務会計行為のうち、令和4年3月11日に支払が行われたものについては、請求期限が1年を経過していることから却下とし、その他については、理由がないことから棄却とする。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

請求人からの提出書類及び陳述、監査対象部署からの提出書類及び陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事項を確認した。

(1) 本件支払における事実経過

- ① 東大和市長は、令和4年2月4日付けで東京平河法律事務所弁護士橋本勇と「東京地方裁判所[]令和3年[]号損害賠償請求事件訴訟事務委託契約書」(以下「①契約書」という。)を締結している。
- ② ①契約書に基づき、橋本弁護士からの請求により着手金として、令和4年3月11日に594,000円を支払っている。
- ③ 東大和市長は、令和5年2月24日付けで東京平河法律事務所弁護士橋本勇と「東京高等裁判所令和5年[]号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」(以下「③契約書」という。)を締結している。
- ④ 東大和市長は、①契約書に基づき、令和5年3月22日付けで東京平河法律事務所弁護士橋本勇と「東京地方裁判所[]令和3年[]号損害賠償請求事件訴訟事務委託契約協議書」を締結し、①契約書第3条第2項の規定に基づく成功報酬の額については、控訴されたことを理由として報酬を0(ゼロ)としている。
- ⑤ ③契約書に基づき、橋本弁護士からの請求により着手金として、令和5年3月24日に594,000円を支払っている。
- ⑥ ①契約書に基づき、橋本弁護士からの請求により日当(裁判所出頭の4回分:令和4年4月14日・6月9日・7月28日・11月14日)として、令和5年4月21日に220,000円を支払っている。
- ⑦ 「東京高等裁判所令和5年[]号損害賠償請求控訴事件訴訟」について、令和5年5月17日に判決言渡しが行われる。
- ⑧ 東大和市長は、③契約書に基づき、令和5年9月4日付けで東京平河法律事務所弁護士橋本勇と「東京高等裁判所令和5年[]号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約協議書」を締結している。
- ⑨ 上記⑧の協議書に基づき、橋本弁護士からの請求により成功報酬として、令和5年10月6日に1,069,200円を支払っているが、③契約書第4条の規定に基づく諸費用は0円としている。

(2) (旧)日本弁護士連合会報酬等基準

請求の要旨に記載されている(旧)日本弁護士連合会報酬等基準については、弁護士法(昭和24年法律第205号)の改正に伴い、平成16年4月1日に基準を廃止している。

なお、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準について次のとおり(抜粋)となっていた。

〈行政事件の弁護士報酬の額〉

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金	事件の経済的な利益の額が
	300 万円以下の場合 経済的利益の 8%
	300 万円を超え 3000 万円以下の場合 5%+9 万円
	3000 万円を超え 3 億円以下の場合 3%+69 万円
	3 億円を超える場合 2%+369 万円
	※ 3
	※着手金の最低額は 10 万円
報酬金	事件の経済的な利益の額が
	300 万円以下の場合 経済的利益の 16%
	300 万円を超え 3000 万円以下の場合 10%+18 万円
	3000 万円を超え 3 億円以下の場合 6%+138 万円
	3 億円を超える場合 4%+738 万円
	※ 3

備考

※ 3 事件の内容により、30%の範囲内で増減することができる。

経済的利益の額の算定不能な場合の算定基準

800 万円とする。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

〈裁判外の手数料〉

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額
日当	半日(往復 2 時間を超え 4 時間まで)	3 万円以上 5 万円以下
	一日(往復 4 時間を超える場合)	5 万円以上 10 万円以下

(3) 日本弁護士連合会における弁護士報酬の考え方

日本弁護士連合会においては、弁護士の報酬に関する規程(平成 16 年 2 月 26 日会規第 68 号)を制定しており、第 2 条に「弁護士等の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない。」とされている。

2 監査対象部署の説明

(1) 教育委員会

本件の委任契約に関しては、①適切かつ迅速な対応が求められる。②原告は公民館利用団体代表であり、訴訟内容が他の公民館利用者にも波及する内容であることから、慎重かつ万全の対応が必要であるため、信頼のおける弁護士を選定する必要がある。このため、平成20年から市の顧問弁護士を務め、行政・民事等の諸分野に精通しており、信頼がおける者である、受託者を選定したものである。

請求者はこの弁護士費用が過大であり不当と主張するが、民法（明治29年法律第89号）第643条の規定に基づく委任を行うに当たり、その契約内容をどのようにするかについては、依頼者と受任弁護士との間で自由に決めることができるものであり、本事案は委託契約書及び協議書を締結し支出しているため、過大でもなく不当な支出にあたらない。

また、訴訟を取り扱うという特殊性から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約としたものである。

よって、本件において、違法又は不当な財務会計行為及び財務に関する怠る事実は、何ら存在しない。

さらに、監査委員から追加の関係資料の提出の求めに応じて、契約金額の考え方が次のように示された。

弁護士費用については、橋本勇弁護士が所属する東京平河法律事務所報酬規程（以下「規程」という。）に基づくものである。本件訴訟は、損害賠償請求の形をとっているが、その内容は、行政処分、行政手続が違法であると主張するものであり、実質的には行政に関する事件に当たり、規程第16条第1項により、経済的利益の金額を2,000万円とし、第16条第2項を適用して、着手金及び報酬の額を規程第16条をそのまま適用した場合の1/2としたものである。

規程第17条第1項の表に当てはめ計算を行う。

【着手金】

300万円×0.08（8%）＝24万円

1,700万円×0.05（5%）＝85万円

24万円＋85万円＝109万円

109万円×1/2＝54.5万円（少数切捨て54万円）

54万円×1.1（消費税10%）＝59.4万円

【成功報酬】

着手金59.4万円×2×0.9＝106万9,200円

また、日当については、①契約書第4条第1項に定めている。規程第43条に当

てはめると、

1 日当たり 10 万円 $\times$ 1/2 $\times$ 1.1 (消費税 10%) =5 万 5,000 円

5 万 5,000 円 $\times$ 4 日 (出頭日数) =22 万円

以上のとおり、算出された着手金、成功報酬、日当に関しては妥当なものと考え、それぞれ契約書及び協議書を締結し、支出したものである。なお、請求人が主張する弁護士の報酬規程に関しては、平成 16 年 4 月 1 日から廃止され、弁護士はそれぞれ自由に料金を定められるようになっている。

なお、陳述において、「規程第 16 条のとおり経済的利益の額を 2,000 万円とし、同 17 条第 1 項の表に当てはめて計算をすると、107 万 9,100 円になる。しかし、今回の成功報酬に関しては、受託者から規程で示されている着手金と成功報酬のパーセンテージが 2 倍となっていることから、着手金の 2 倍を算出根拠とし、成功報酬 106 万 9,200 円が示されたことで、結果、市にとって有利 (金額がより少額) となるため、③契約書に基づく協議書を締結したうえで、請求に基づき支払いを行ったもので過大でもなく不当な支出にあたらない。」と説明があった。

また、1/2 としている根拠などについては、規定第 16 条第 2 項及び第 43 条第 1 項を適用し、平成 20 年から市の顧問弁護士を務めていることなども考慮されて弁護士から提示されていると説明があった。

(2) 市長部局

教育委員会と同様の説明である。

3 監査委員の判断

はじめに、東大和市 (以下「市」という。) が、令和 4 年 3 月 11 日に橋本弁護士に支払った着手金 594,000 円については、支払行為が終了して既に 1 年を経過しており、また、監査請求期間を経過したことに正当な理由の記載がないため、法第 242 条第 2 項の規定により措置請求の対象とすることはできず不適法な請求と判断した。

また、請求書にある「少なくとも弁護士の顧問契約にあたって複数の対象者から選ぶべきであり、機械的な前年踏襲は改められなければならない」などとする訴えについては、請求者の個人的な主張と捉え対象外とした。

(旧) 日本弁護士連合会報酬等基準における弁護士費用については、弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) の改正により基準が廃止され、その廃止から 20 年近く

経過しているものであり、この基準に縛られるものではない。平成16年4月以降は民法に基づき法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができ、契約の当事者は、法令などの制限内において、契約の内容を自由に決定することができるものである。

しかし、弁護士報酬については、弁護士と依頼者との間で自由に決められるとは言え、日本弁護士連合会の制定する弁護士の報酬に関する規程第2条に「弁護士等の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない。」とも記載されている。

これらのことを前提として、順次、検討・判断する。

(1) 経済的利益の考え方について

弁護士へ支払う着手金や報酬金において、経済的利益の額を基本とした考え方が採用されている。

この点において、請求人の請求要旨では、一般的な民事訴訟を例に挙げ、経済的利益を300万円以下の場合、「仮に適正な額を算出する」として、着手金や成功報酬の金額を見積もっている。

しかしながら、裁判所へ提出された訴状によれば、原告の請求の原因として憲法第21条が保障する表現の自由の侵害にあたると同時に、憲法第13条によって守られるべき個人の尊厳を踏みにじる行為であるとしている。

また、教育委員会においては、訴訟内容が他の公民館利用者へ波及する内容であり、慎重かつ万全の対応が必要として経済的利益の額を算定不能としたとの説明があった。

これらのことから、本訴訟は、国家賠償請求訴訟であるが、原告のみならず、公民館利用者をはじめ、市の公共施設を利用する市民などにも影響が考えられる案件であることから、弁護士報酬の算定の基礎となる経済的利益について、その金額は、単純なものではなく、経済的利益の額が算定不能な場合とすることに合理性があると判断できる。

(2) 弁護士への支払額について

請求者は、「本件について、仮に適正な額を算出すると以下ようになる。着手金を多めに見積もって30万円としても、一審・二審で60万、日当20万円、報酬金は14,400円とするのが妥当であり、合計814,400円となる。」としているが、この算出にあたっての根拠なども示されておらず、請求者の個人の主張と判断せざるを得ない。

このことから、請求人が主張する、弁護士に対して支払った弁護士事務委託料が高額であり、不当な公金の支出であることには理由がないと判断する。

なお、今後は、起案文書などにおいて弁護士委託料の算定の根拠などについて明確化するなど、より適切な事務執行にあたられるよう要望する。